

第 1 3 次北海道鳥獣保護管理事業計画の概要

1 計画策定の根拠

【鳥獣保護管理法】

第 3 条第 1 項 環境大臣は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針を定めるものとする。

第 4 条第 1 項 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画を定めるものとする。

2 計画の概要

第 1 計画期間

○令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

第 2 鳥獣保護区等に関する事項

○鳥獣保護区及び特別保護区の指定に係る方針

- ・鳥獣による被害状況や生息状況から指定区分に応じた資質等を適切に把握し、必要に応じて区域の見直しなどを行う。

○鳥獣保護区及び特別保護地区の指定等計画

区分	既指定 (特保)	指定	更新 (特保)	拡大	縮小	満了 (特保)	計画終了時 (特保)
森林鳥獣生息地	箇所 190 (78) 面積 169,211 (6,880)		132 (64) 103,715 (5,692)			1 296	189 (78) 168,947 (6,880)
大規模生息地	箇所 3 (1) 面積 52,639 (45)		2 (1) 33,297 (45)				3 (1) 52,639 (45)
集団渡来地	箇所 20 (5) 面積 27,298 (9,252)	1 78	4 1,195				21 (5) 27,377 (9,252)
集団繁殖地	箇所 4 (3) 面積 1,237 (1,197)		1 (2) 956 (1,367)				4 (3) 1,237 (1,197)
希少鳥獣生息地	箇所 4 (1) 面積 5,699 (43)		1 (1) 86 (43)				4 (1) 5,699 (43)
生息地回廊	箇所 0 (0) 面積 0 (0)						0 (0) 0 (0)
身近な鳥獣生息地	箇所 75 (0) 面積 5,133 (0)		17 795				75 (0) 5,130 (0)
計	箇所 296 (88) 面積 261,217 (17,417)	1 78	157 (68) 140,044 (7,147)	0 0	0 0	1 (0) 296 (0)	296 (88) 261,029 (17,417)

※計画終了時の面積は、精査に伴う変更起因する増減を含む。

【令和 4 年度の指定等計画】 ※：本部会諮問案件

指定区分	振興局	市町村	鳥獣保護区名	面積 (特保)	指定期間
森林鳥獣生息地	空知	夕張市	清水の沢 ※	545 (43)	R4.10.1-R24.9.30
		夕張市	シューパロ ※	330 (53)	〃
		芦別市	旭	413	〃
	石狩	千歳市	支笏紋別岳 ※	425 (49)	〃
		胆振	むかわ町	鶴川	348
	むかわ町		穂別 ※	447 (61)	〃
	日高	日高町	ホロカウシャップ ※	562 (62)	〃
		新ひだか町	旧新冠種畜牧場	1,712	〃
	渡島	七飯町、森町	大沼 ※	15,820 (1,131)	〃
		函館市	函館山 ※	353 (327)	〃
	上川	東川町	勇駒別 ※	243 (39)	〃
		オホーツク	遠軽町	ひらやま	790
	北見市		滝の湯 ※	130 (28)	〃
	北見市		栄浦 ※	353 (353)	〃
	北見市		若松	346	〃
	置戸町		鹿の子沢 ※	430 (54)	〃
	津別町		木禽岳	500	〃
	十勝	上士幌町	糠平 ※	433 (34)	〃
		上士幌町、鹿追町	然別	1,803	〃
		新得町	トムラウシ ※	607 (98)	〃
本別町		義経山 ※	421 (47)	〃	
集団渡来地	陸別町	鹿山 ※	521 (66)	〃	
	宗谷	猿払村	キモマ沼	34	〃
身近な鳥獣生息地	十勝	大樹町	湧洞 ※	767 (411)	R4.10.1-R14.9.30
	オホーツク	小清水町	止別	133	R4.10.1-R24.9.30
希少鳥獣生息地	檜山	厚沢部町	厚沢部城丘	5	R4.10.1-R14.9.30
	根室	根室市	初田牛 ※	86 (43)	〃

第3 鳥獣の人工増殖等に関する事項

- 種の保存法に基づき国が行う保護増殖の取組について協力・連携
- 生物多様性保全のため、外来鳥獣の放鳥獣を行わないよう指導

第4 鳥獣の捕獲等の許可に関する事項

- 鳥獣の捕獲又は鳥類の卵採取等に係る許可基準（許可・不許可の考え方）
- 目的別（学術研究、保護のため、管理のためなど）の許可基準（対象者、期間など）
- 被許可者への指導、市町村への権限移譲
- 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項（原則、エゾシカが対象）

第5 特定猟具使用禁止区域等に関する事項

- 特定猟具使用禁止区域指定計画

	既指定	指定	再指定	満了	計画終了時
箇所	93		39	1	92
面積	35,990		8,479	49	35,990

※満了の1箇所は再指定の箇所に統合

【令和4年度の指定計画】

禁止猟具	振興局	市町村	名松	面積	指定期間
銃器	空知	芦別市	旭	136	R4.10.1-R14.9.30
		江別市	世田豊平川	30	//
	石狩	札幌市	伏籠川	15	//
		むかわ町	豊進	38	//
	胆振	むかわ町	穂別ダム	215	//
		むかわ町	穂別ダム下流	(△49)	(穂別ダムに統合)
	日高	えりも町	えりも	88	R4.10.1-R14.9.30
	渡島	北斗市	中野通	394	//
		北斗市	三好	63	//
	オホーツク	湧別町	川西古川	14	//
	十勝	陸別町	陸別銀河の森	163	//

- 猟区の設定状況

	所在地	面積	設定期間	設定者	当初設定
西興部村猟区	紋別郡 西興部村	30,585	平成26年9月15日～ 令和6年9月14日	NPO法人 西興部村猟区管理協会	H16.10.1
占冠村猟区	勇払郡 占冠村	56,057	平成26年9月15日～ 令和6年9月14日	占冠村	H26.9.15

- 指定猟法禁止区域

- ・鉛ライフル弾、鉛散弾（粒径7mm以上）：全道一円
- ・鉛製散弾規制地域：3箇所

- 指定猟法の使用許可の方針

- ・鉛弾の使用は希少猛禽類の鉛中毒防止目的からヒグマの捕獲を含めその使用を原則許可しない。

第6 第二種特定鳥獣管理計画に関する事項

対象鳥獣	計画策定の目的	対象区域
エゾシカ	人間活動とエゾシカとのあつれきを軽減するとともに、エゾシカと人間の共生及び生物多様性の保全とその持続可能な利用を図る。	全道一円
ヒグマ	ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没抑制及び農業被害の軽減並びに地域個体群の存続を図る。	全道一円
ゴマフアザラシ	アザラシ類による漁業被害を軽減し、人とアザラシ類との共存を図るため、その適正な管理を推進する。	全道一円

※ 計画期間：いずれも令和4年4月1日～令和9年3月31日

第7 鳥獣の生息状況調査に関する事項

- 狩猟や許可等で捕獲された鳥獣に関する情報収集を実施
- 第二種特定鳥獣管理計画対象鳥獣の生息状況等の調査を実施

第8 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

- 鳥獣行政担当職員の配置及び育成
- 鳥獣保護管理員の配置及び育成
- 狩猟者の確保と育成
- 農林水産部局との連携

第9 その他鳥獣保護管理事業の実施に必要な事項

- 鳥獣保護管理事業を巡る現状と課題（エゾシカ、ヒグマ、ゴマフアザラシ、アライグマ）
- 知床半島地域におけるエゾシカ対策等について、国及び関係機関と連携・協力し、適切な管理を図るための取組を推進
- えりも地域におけるゼニガタアザラシ対策について、国が行う取組への協力・連携
- 狩猟の適正化推進のため、必要に応じて地域の実情に応じた狩猟規制制度の適切な運用
- 傷病鳥獣について、必要な鳥獣に対して適切な治療の実施